

安全な水とトイレを世界中に



ゴール6

地球は「水の惑星」と呼ばれ、地球には、およそ14億立方キロメートルの水があるとされています。しかし、そのほとんどは海水で、人が飲むことのできる川や湖などの淡水（真水）は2.5%に過ぎません。また、この淡水の大部分は南極や北極の雪や氷なので、地下水や河川、湖沼などの水として存在する淡水の量は地球全体の水の約0.8%に過ぎず、さらにこの大部分は地下水であるため、人が利用しやすい状態で存在する水に限ると、その量は地球全体の約0.01%でしかないのです。

水の循環

私たちにとって貴重な水は、太陽のエネルギーによって海水や地表の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが集まり川となって海に至るというように絶えず循環しています。

このように水の循環によって海水が蒸発すると淡水になり、私たちが使うことのできる水が常に作り出されていることとなります。この循環を

健全に保つことが持続的な社会を築く上で極めて重要になります。



ゴール12



ゴール14

下水処理のしくみ



下水処理場（郡家浄化センター）

下水処理場は、きれいな水を川や海に循環させる環境保全の役割を担っています。汚れを分解し、汚水をきれいにしてるのが微生物です。この微生物はやがて沈殿し、きれいになった上澄みの水を塩素消毒して川へ放流します。そのため、下水処理場で主役となる微生物をうまく繁殖させるため、施設の点検や清掃をしっかりと行う必要があります。

気を付けること

私たちが普段何気なく流しているものが、下水管の詰まりの原因となることがあります。下水道を正しく使うために、次のことに気を付けましょう。

◆ 生ごみを流さない

野菜くずや食べ残しなどの生ごみを流すと下水管が詰まる原因となります。排水口に網を設置して流れるのを防いでください。

◆ 油を流さない

せっけんや油が化合すると、固まって下水管を詰まらせます。料理などで出た油は、新聞紙などに吸わせてから可燃ごみとして処理してください。

◆ 危険物を流さない

灯油、ガソリン、シンナー、廃油などの危険物は下水管を溶かしたり爆発を起す危険があります。これらの適正処理については、購入場所へ確認してください。

◆ 水に溶けないものを流さない

新聞紙、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつなどは水に溶けませんが、水洗トイレではトイレットペーパー以外のものは流さないでください。



ポンプに詰まっていたウェットティッシュのかたまり

八頭町の取り組み

現在、町の下水道施設への接続率は約93%です。町では、未接続世帯への接続依頼を随時行っており、普及・啓発に努めています。また、下水道施設の効率化と経済的な運営を図るため、下水処理場の統合事業を実施しています。下水道施設にかかる将来的な費用と維持管理費を抑制し、将来にわたり持続可能な施設として残すための取り組みを進めています。

* * * * *

私たちは、生活を通じて水に対する意識を少し高めることで川や海の水質を守る役割を果たすことができます。いつまでも住み続けられる地球環境を保っていきましょう。

手話を通じたつながりづくり 手話・やず なかまフェスを開催しました!

鳥取県手話言語条例制定から10周年の節目を記念して、「手話の聖地」鳥取10years アニバーサリー手話・やずなかまフェスが11月26日(日)に八頭町中央公民館で開催されました。

会場では「手話カフェ」などの体験ブースや手話あてっこゲームなどで身近に手話にふれてもらったほか、鳥取県聴覚障害者協会による記念メッセージの披露、デフスポーツ*選手の体験発表や手話を使ったパフォーマンスを行う団体によるステージ発表などが行われました。

ステージ発表の最後は、ストリートダンスに手話を取り入れた第一人者HANDSIGN(ハンドサイン)さんによる手話ライブ。バラード曲に合わせた心のこもった手話パフォーマンスは観る者の胸を熱くし、アップテンポの曲では会場の皆さんが手話ダンスをして一緒に盛り上がるなど、楽しい時間を過ごすことができました。

これからもこのような体験型のイベントを通して、障がいへの理解を深め、お互いに特性を認め合い、助けあえる仲間づくり、地域づくりを進めていきます。



子ども会・保護者などによる手話歌披露



楽しい手話ダンスで会場全体がひとつに

*デフスポーツ: きこえない選手のため視覚的な情報やコミュニケーションを工夫した競技

ひとり親家庭児童

小・中学校入学支度金の受付開始

ひとり親家庭の児童・生徒の健全育成を支援するため、その保護者に対して、小・中学校入学支度金を支給します。



支給

小学校に入学する児童 一人あたり10,000円
 中学校に入学する生徒 一人あたり15,000円

支給対象

令和6年4月1日現在で町内に住所を有する見込みのひとり親が養育する、令和6年4月1日に小学校または中学校(特別支援学校および養護学校の小学部および中学部を含む。)に入学する児童または生徒の保護者

その他

町内の小学校または保育所に通っている児童の保護者の方には、小学校、保育所を通じて必要書類を配布しています。

申請期限 1月12日(金)

問い合わせ 福祉課 母子父子支援係
 ☎72-3583

きこえない・きこえにくい方の 情報機器貸出のご案内

きこえない・きこえにくい方の意思疎通支援のための情報機器(ヒアリンググループおよびコミュニケーション)の貸し出しを行っています。詳しくは、鳥取県聴覚障害者協会ホームページをご覧ください。

利用対象

- ①県内在住のきこえない・きこえにくい方
- ②県内在住のきこえない・きこえにくい方の関係団体、学校教育法に定める学校、官公庁、福祉関係団体およびボランティア団体、そのほか管理者が認めたもの

※①②とも利用登録が必要です。



利用料 無料

利用期間 1週間以内

利用方法 利用登録後、「情報機器借用申込書」を利用の1週間前までに東部聴覚障がい者センターに提出

問い合わせ 東部聴覚障がい者センター
 ☎0857-32-6070 FAX0857-32-6071